

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該契約に係る平成27年度の予算示達がなされることを条件とする。

平成27年2月16日

支出負担行為担当官

東北防衛局長 齋藤 雅一

### 1 業務概要

- (1) 業務名：平成27年度住宅防音事業に係る事務手続補助等業務その6
- (2) 履行場所：岩手山中演習場周辺地域
- (3) 業務内容：交付申込書等の配付・回収、現地調査、各通知書の送付、申請書等の作成補助、補助金の請求・受領・関係業者への支払い（住宅防音事業委託業務標準仕様書のとおり）
- (4) 履行期間：契約日の翌日から平成28年3月31日まで
- (5) 入札方法：
  - ア 本業務は、紙入札（電子入札システム対象外）で行う案件である。
  - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争参加資格

#### (1) 単体企業

- ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者でないこと。
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者でないこと。
- ウ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処され、又はこの法律の規定により罰金の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者でないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者でないこと。
- オ 住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務実施要項の制定について（防地防第1198号。27. 1. 30）（以下「実施要項」という。）8(6)イ(ア)aの規定により契約を解除され、その解除の日から起算して五年を経過しない者でないこと。
- カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当する者でないこと。
- キ 法人であって、その役員のうち前各号いずれかに該当する者があるものでないこと。
- ク 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する者でないこと。
- ケ その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあ

るものとして政令で定める者をいう。次号において同じ。)が前各号のいずれかに該当する者でないこと。

コ その者又はその者の親会社等が他の業務又は活動を行っている場合において、これらの者が当該他の業務又は活動を行うことによって本委託業務の公正な実施又は本委託業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがある者でないこと。

サ 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。(未成年又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。)

シ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

ス 入札実施年度に有効な競争契約の参加資格(全省庁統一資格)のうち「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者であること。

セ 実施要項5(3)イの一般競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間において、防衛省から指名停止又は取引停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

ソ 警察当局から、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## (2) 共同事業体

ア 単独で委託業務が担えない場合は、適正に委託業務を遂行できる共同事業体を結成し、入札に参加することができる。その場合は、入札書類提出時までに代表者を定め、それ以外の者は構成員として参加するものとする。

なお、代表者及び構成員は、他の共同事業体に参加し、又は単独で入札に参加することはできないものとする。

イ 共同事業体で入札に参加する場合には、代表者及び構成員は、(1)に規定する条件を満たすものとする。

ウ 共同事業体を結成するに当たっては、これを組織しようとする企業等は、次の(ア)から(カ)までに掲げる事項を規定した共同事業体結成に関する協定書により、協定を締結するものとする。

なお、共同事業体の構成員となる企業は、委託業務の実施に際し、瑕疵があつた場合における構成員間の責任分担に関する事項及び業務遂行に伴う損害賠償に関する事項について、あらかじめ合意するとともに、請求手続に関する覚書を取り交わさなければならない。

### (ア) 目的

共同事業体の構成員が、委託業務を共同連帯して営む旨を規定すること。

### (イ) 共同事業体の名称

### (ロ) 主たる事務所の所在地

### (エ) 成立及び解散の時期

契約を締結した日から当該契約の終了後3月を経過する日までの間は、解散しないこと。

### (オ) 構成員の住所及び名称

### (カ) 代表者の名称

### (キ) 代表者の権限

代表者は、委託業務の実施に関し、共同事業体を代表すること及び業務委託料の請求、受領及び共同事業体に属する財産を管理する権限を有すること。

- (ク) 運営委員会  
構成員全員をもって運営委員会を設けること及び当該運営委員会が共同事業体の運営において基本的かつ重要な事項を協議の上、決定し、委託業務の実施に当たること。
  - (ケ) 構成員の責任  
構成員は、委託業務の履行に伴い共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
  - (コ) 区分経理  
共同事業体は、委託業務に係る収入及び支出について、明確に区分して経理すること。
  - (サ) 権利義務の譲渡の制限  
委託業務に係る権利義務は、他人に譲渡することができないものとする。
  - (シ) 構成員の加入に関する事項  
新たに構成員を加入させようとする場合は、委託者及び構成員全員の承認がなければ、加入させることができないこと。
  - (ス) 構成員の脱退、破産又は解散に対する処置  
構成員のうちいずれかが脱退、破産又は解散した場合には、他の構成員が共同連帯して委託業務を実施するものとする。
  - (セ) 代表者の変更  
代表者が脱退、破産若しくは解散した場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、委託者の承認を得た上で、従前の代表者に代えて、他の構成員のいずれかを代表者とする。
  - (ソ) 解散後の瑕疵担保責任  
委託業務の実施に関し、瑕疵があったときは、共同事業体が解散した後においても、各構成員は共同連帯してその責に任ずること。
  - (タ) 協定書に定めのない事項  
協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めること。
- (3) 入札参加者間の公平性  
入札に参加しようとする者の間に次のいずれかに該当する関係（これらと同視し得るものを含む。）がないこと。
- ア 資本関係  
次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。
    - (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
    - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - イ 人的関係  
次のいずれかに該当する場合。ただし、次の(ア)の規定については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。
    - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合
    - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合
- (4) 競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件
- ア 個人情報保護に関する要件
    - (ア) 個人情報を適正に管理できることを証明できる者であること。

(イ) 地方防衛局及び東海防衛支局（以下「地方防衛局等」という。）が発注した委託業務において、個人情報（個人情報が漏えい、流出、紛失等が認められた者（個人情報の漏えい、流出、紛失等が認められた他の者の役員が所属する場合を含む。））にあっては、その日から1年以上を経過しており、かつ、一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク使用許諾又は同協会が認定する審査機関のI SMS認証等を得ていること。

イ 中立公平性に関する要件

(ア) 防衛省が行う住宅防音事業に係る工事、設計又は監理の請負者（委託業務の受託期間中に当該工事、設計又は監理の請負（下請けを含む。）を予定している者を含む。）でないこと、当該請負者と資本又は人事面において関連がないこと及び過去に資本又は人事面において関連がある者でないこと。

(イ) (ア)に規定する資本又は人事面において関連がある者とは、次のaからcまでに該当する者をいう。

a 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合（代表権を有しているか否かは問わない。）

c 親会社と関連会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第18号に規定する関連会社をいう。）の関係にある場合

(ロ) 過去に地方防衛局等が発注した委託業務において、委託業務の関係者に対して、防音工事、空気調和機器機能復旧工事又は防音建具機能復旧工事を行う工事業者又は設計事務所のあつせん、仲介、紹介その他これらに類する行為（委託業務の関係者から求められた場合を含む。）を行ったと認められた者（委託業務の関係者から求められた場合を含む。）にあっては、その日から1年以上を経過していること。

ウ 提案書に関する要件

提案書は、委託業務の実施体制を明記し提出すること。

エ アからウまでの規定は、(2)に規定する共同事業体を結成する全ての企業に適用する。

### 3 入札手続等

(1) 担当部局

〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪一丁目3番15号  
東北防衛局 企画部 防音対策課 住宅防音第1係  
電話 022-297-8216 FAX 022-296-0384

(2) 入札説明書等の交付及び仕様書の貸与

ア 交付等期間：平成27年2月16日（月）から同年3月10日（火）まで  
ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く各日、午前9時30分から午後5時まで。

イ 交付等場所：3(1)に同じ。

(3) 競争参加資格確認資料の提出

ア 提出期間：3(2)アに同じ。

イ 提出場所：3(1)に同じ。

ウ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）

- (4) 入札、開札の日時及び場所  
平成27年3月19日(木) 午前11時00分から  
宮城県仙台市宮城野区五輪一丁目3番15号  
仙台第3合同庁舎 9階第3会議室

#### 4 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
ア 入札保証金：免除。  
イ 契約保証金：納付又は履行保証証券等による保証を付する場合は免除とする。(保証金額は、業務委託料の10分の1以上とする。)
- (3) 入札の無効  
ア 本公告に示した競争参加資格のない者がした入札  
イ 資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札  
ウ 支出負担行為担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札時において2に掲げる資格のない者のした入札  
エ 暴力団排除に関する誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態を生じさせた者のした入札
- (4) 落札者の決定方法  
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札予定者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札予定者とすることがある。
- (5) 契約書作成の要否：要
- (6) その他：詳細は入札説明書等、仕様書及び実施要項による。